

国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則

平成16年4月1日
総長裁定制定

(総則)

第1条 国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第21条及び第22条の規定による特地勤務手当等の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(特地施設)

第2条 給与規程第21条第1項に定める施設（以下「特地施設」という。）は、別表第1に掲げる施設とする。

(特地勤務手当の月額)

第3条 特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第1の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

3級地	100分の12
2級地	100分の8
1級地	100分の4

2 前項の特地勤務手当基礎額は、教職員が特地施設に勤務することとなった日（教職員がその日前1年以内に当該施設に勤務していた場合で、当該施設に勤務することとなった日前1年以内の当該施設に勤務していた期間の末日において当該施設が特地施設に該当していた場合には、当該教職員がその勤務することとなった日の直前に受けている特地勤務手当に係る本項に定める異動の日）に受けている俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

3 次の各号に掲げる教職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号。以下「育児・介護等規程」という。）第14条の5に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）をしている教職員以外の教職員であって、前項の「勤務することとなった日」において育児短時間勤務教職員であったもの 同項中「受けている俸給、職責調整手当及び」とあるのは、「受けている俸給及び職責調整手当の月額を同日における育児・介護等規程第14条の9（育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けている」とする。

(2) 育児短時間勤務教職員であって、前項の「勤務することとなった日」において育児短時間勤務教職員以外の教職員であったもの 同項中「俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「俸給及び職責調整手当の月額に育児・介護等規程第14条の9（育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とする。

(3) 育児短時間勤務教職員であって、前項の「勤務することとなった日」において育児短時間勤務教職員であったもの 同項中「受けている俸給、職責調整手当及び」とあるのは、「受けている俸給及び職責調整手当の月額を同日における育児・介護等規程第14条の9（育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児・介護等規程第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けている」とする。

（平20.2.4裁・平22.12.1裁・平24.3.28裁・一部改正）
(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 給与規程第22条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、教職員が施設を異にする異動に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動の日から起算して3年（当該異動の日から起算して3年を経過する際、その有する技術、経験等に照らし別に認めた者にあっては、6年）に達する日をもって終わる。ただし、当該教職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

- (1) 教職員が特地施設若しくは別表第2に掲げるこれらに準ずる施設（以下「準特地施設」という。）以外の施設に異動した場合 当該異動の日の前日
- (2) 教職員が他の特地施設若しくは準特地施設に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合 住居の移転の日の前日

2 給与規程第22条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動の日（教職員がその日前1年以内に当該施設に勤務していた場合で、当該施設に勤務することとなった日前1年以内の当該施設に勤務していた期間の末日において当該施設が特地施設に該当していた場合には、当該教職員がその勤務することとなった日の直近に受けていた特地勤務手当に係る本項に定める異動の日）に受けている俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額（第5条の3第3項において「上限額」という。）を超えるときは、当該額）とする。

期間等の区分		支給割合
異動の日から起算して4年に達するまでの日	特地施設	100分の6
	2級地又は1級地	100分の5
	準特地施設	100分の4
異動の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間		100分の4
異動の日から起算して5年に達した後		100分の2

3 次の各号に掲げる教職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務教職員以外の教職員であって、給与規程第22条第1項に規定する異動の日において育児短時間勤務教職員であったもの 前項中「受けている俸給、職責調整手当及び」とあるのは、「受けている俸給及び職責調整手当の月額を同項に規定する異動の日における育児・介護等規程第14条の9（育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けいた」とする。
- (2) 育児短時間勤務教職員であって、給与規程第22条第1項に規定する異動の日において育児短時間勤務教職員以外の教職員であったもの 前項中「俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「俸給及び職責調整手当の月額に育児・介護規程第14条の9（育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。
- (3) 育児短時間勤務教職員であって、給与規程第22条第1項に規定する異動の日において育児短時間勤務教職員であったもの 前項中「受けている俸給、職責調整手当及び」とあるのは、「受けている俸給及び職責調整手当の月額を同項に規定する異動の日における育児・介護規程第14条の9（育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に育児・介護等規程第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けいた」とする。

（平20.2.4裁・平22.12.1裁・平24.3.28裁・一部改正）

（人事交流等）

第5条 給与規程第22条第2項の規定による採用の事情等を考慮する教職員は、人事交流等により教職員となった者とする。

2 給与規程第22条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次に定めるところによる。

(1) 紙与法適用者等であった者から人事交流等により引き続き教職員となって特地施設又は準特地施設に勤することになったことに伴って住居を移転した教職員

教職員となった日に特地施設又は準特地施設に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

(給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員等の特地勤務手当の月額)

第5条の2 次に掲げる教職員の特地勤務手当の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

(1) 減額支給対象教職員 (給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員をいう。以下この条から第6条の3までにおいて同じ。) であって、第3条に定める日において減額支給対象教職員であったもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額イ 口からニまでに掲げる場合以外の場合 第3条に定める日に受けている俸給月額及び職責調整手当の月額の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することになった日等に係る減額基礎額」という。)と現に受ける俸給月額及び職責調整手当の月額の2分の1に相当する額(以下この項において「現在における減額基礎額」という。)を合算した額に支給割合(同条第1項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の1.5を乗じて得た額

ロ 当該教職員の第3条に定める日に受けている俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該教職員の当該定める日に属していた職務の級(職責調整手当の支給を受ける教職員にあってはその支給の基礎となる給与規程第5条第2項の規定により決定される職務の級(以下「標準級」という。)以下同じ。)における当該定める日の最低の号俸の俸給月額に達しない場合(以下この項において「勤務することになった日等に最低号俸に達しない場合」という。)であってニに掲げる場合以外の場合 当該定める日に受けている俸給月額及び職責調整手当の月額から当該教職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号俸の俸給月額を減じた額の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することになった日等に係る特定減額基礎額」という。)に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と、現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の1.5を乗じて得た額を合算した額

ハ 当該教職員の現に受ける俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合(以下この項及び第3項において「現在において最低号俸に達しない場合」という。)であってニに掲げる場合以外の場合 勤務することになった日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の1.5を乗じて得た額と、現に受ける俸給月額及び職責調整手当の月額から当該教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額の2分の1に相当する額(以下この項において「現在における特定減額基礎額」という。)に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を合算した額

ニ 勤務することになった日等に最低号俸に達しない場合であって現在において最低号俸に達しない場合 勤務することになった日等に係る特定減額基礎額と現在における特定減額基礎額を合算した額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 減額支給対象教職員であって、第3条に定める日において減額支給対象教職員以外の教職員であったもの 現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の1.5を乗じて得た額(現在において最低号俸に達しない場合にあっては、現在における特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

(3) 減額支給対象教職員以外の教職員であって、第3条に定める日において減額支給対象教職員であったもの 勤務することになった日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の1.5を乗じて得た額(勤務することになった日等に最低号俸に達しない場合にあっては、勤務することになった日等に係る特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があると

きは、その端数を切り捨てた額))

- 2 減額支給対象教職員であって、前項(第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による特地勤務手当の月額が減額支給対象教職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当の月額は、第3条及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象教職員上限額とする。
- 3 前項の減額支給対象教職員上限額は、現に受ける俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から、現に受ける俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の1.5を乗じて得た額(現在において最低号俸に達しない場合にあっては、現に受ける俸給月額及び職責調整手当の月額から当該教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額に100分の25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))を減じた額とする。
- 4 次の各号に掲げる教職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 育児短時間勤務教職員以外の教職員であって、第3条に定める日において育児短時間勤務教職員であったもの 第1項第1号イ中「の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」とあるのは「を当該定める日における育児・介護規程第14条の9(育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「勤務することとなった日等に係る算出率」という。)で除して得た額の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」と、同号ロ中「俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の98.5」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額を勤務することとなった日等に係る算出率で除して得た額に100分の98.5」と、「俸給月額及び職責調整手当の月額から」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額を勤務することとなった日等に係る算出率で除して得た額から」とする。
 - (2) 育児短時間勤務教職員であって、第3条に定める日において育児短時間勤務教職員以外の教職員であったもの 第1項第1号イ中「の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」とあるのは「に育児・介護規程第14条の9(育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号及び前項において「現在における算出率」という。)を乗じて得た額の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」と、同号ロ中「俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の98.5」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額に現在における算出率を乗じて得た額に100分の98.5」と、「俸給月額に達しない」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に達しない」と、「俸給月額及び職責調整手当の月額から」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「俸給月額及び職責調整手当を」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額に現在における算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を」と、同号ハ中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」と、前項中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。
 - (3) 育児短時間勤務教職員であって、第3条に定める日において育児短時間勤務教職員であったもの 第1項第1号イ中「の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」とあるのは「を当該定める日における育児・介護規程第14条の9(育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「勤務することとなった日等に係る算出率」という。)で除して得た額に育児・介護規程第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその

者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号及び前項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」と、同号口中「俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の98.5」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額を勤務することとなった日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に100分の98.5」と、「俸給月額に達しない」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「俸給月額及び職責調整手当の月額から」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額を勤務することとなった日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「俸給月額を」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、同号ハ中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、前項中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

（平22.12.1裁・追加、平24.3.28裁・一部改正）

（給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員等の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

第5条の3 第4条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条に規定する日（以下この条において「異動の日等」という。）において減額支給対象教職員であった教職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、第4条第2項及び第3項並びに、第5条の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から、異動の日等に受けている俸給月額及び職責調整手当の月額に支給割合（第4条第2項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額（異動の日等に受けている俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該教職員の異動の日等に属していた職務の級における異動の日等の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、異動の日等に受けている俸給月額及び職責調整手当の月額から当該最低の号俸の俸給月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））に相当する額を減じた額とする。

2 減額支給対象教職員であって、第4条第2項及び第3項若しくは第5条又は前項（第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額が減額支給対象教職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象教職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象教職員上限額は、上限額（当該上限額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、現に受ける俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額（当該教職員の現に受ける俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、現に受ける俸給月額及び職責調整手当の月額から当該教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額に100分の6を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を減じた額とする。

4 次の各号に掲げる教職員に対する第1項及び第3項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

（1）育児短時間勤務教職員以外の教職員であって、異動の日等において育児短時間勤務教職員であったもの 第1項中「俸給月額及び職責調整手当の月額に支給割合」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額を異動の日等における育児・介護規程第14条の9（育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）で除して得た額に支給割合」と、「俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の98.5」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に100分の98.5」と、「俸給月額及び職責調整手当の月額から」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額から」とする。

- (2) 育児短時間勤務教職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務教職員以外の教職員であったもの 第1項中「俸給月額及び職責調整手当の月額に支給割合」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額に育児・介護規程第14条の9（育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第3項において「現在における算出率」という。）を乗じて得た額に支給割合」と、「俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の98.5」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額に現在における算出率を乗じて得た額に100分の98.5」と、「俸給月額に達しない」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「俸給月額及び職責調整手当の月額から」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「俸給月額を」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、第3項中「号俸の俸給月額及び職責調整手当の月額」とあるのは「号俸の俸給月額及び職責調整手当の月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。
- (3) 育児短時間勤務教職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務教職員であったもの 第1項中「俸給月額及び職責調整手当の月額に支給割合」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額を異動の日等における育児・介護規程第14条の9（育児・介護等規程第14条の10において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「異動の日等に係る算出率」という。）を乗じて得た額に支給割合」と、「俸給月額及び職責調整手当の月額に100分の98.5」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額に100分の98.5」と、「俸給月額に達しない」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない」と、「俸給月額及び職責調整手当の月額から」とあるのは「俸給月額及び職責調整手当の月額を異動の日等に係る算出率で除して得た額に現在における算出率を乗じて得た額から」と、「俸給月額を」とあるのは「俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を」と、前項中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に現在における算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

（平22.12.1裁・追加、平24.3.28裁・一部改正）

（端数計算）

第6条 第3条若しくは第5条の2の規定による特地勤務手当の月額又は第4条若しくは前条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。

（平22.12.1裁・一部改正）

（支給調書）

第7条 教職員に特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給するに当たっては、教職員別に、勤務施設名、職名、異動年月日、住居移転年月日並びに特地施設に勤務することとなった日における俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。

（平24.3.28裁・一部改正）

（雑則）

第8条 特地施設又は準特地施設の所在地における生活環境等の実情について必要に応じて調査するものとする。

（その他）

第9条 この細則に定めるもののほか、特地勤務手当等の支給に関する運用、解釈等については、別に定めることができる。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則第3条の規定により教職員に対する特地勤務手当の月額を算定する場合において、当該教職員に係る同条第2項に定める日が平成10年4月1日前であるときは、当該教職員に対する同項の規定の適用については、同項中「教職員が特地施設に勤務することとなった日」とあるのは、「平成10年4月1日」とする。
- 3 次の各号に掲げる教職員に対するこの細則第3条第2項及び第4条第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
 - (1) この細則第3条第2項及び第4条第2項に定める日が平成14年4月1日から同年11月30日までの間にある教職員 同項中「に受けっていた」とあるのは、「に係る俸給及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成14年法律第106号)の施行の日における同法第1条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合」とする。
 - (2) この細則第3条第2項及び第4条第2項に定める日が平成15年4月1日から同年10月31日までの間にある教職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る俸給及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号)の施行の日における同法第1条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合」とする。

[中間の改正細則の附則は、省略した。]

附 則(平成24年3月総長裁定)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平18.4.1裁・平24.3.28裁・一部改正)

特地施設		級別区分
施設名	所在地	
理学研究科附属天文台 飛騨天文台	岐阜県高山市上宝町蔵柱	3級地
防災研究所附属地震予知研究センター 上宝観測所	岐阜県高山市上宝町本郷2296-2	1級地
防災研究所附属流域災害研究センター 穂高砂防観測所	岐阜県高山市奥飛騨温泉郷中尾436-13	2級地
フィールド科学教育研究センター 森林ステーション芦生研究林	京都府南丹市美山町芦生	3級地
フィールド科学教育研究センター 森林ステーション和歌山研究林	和歌山县有田郡有田川町上湯川76	3級地

別表第2(第4条関係)

(平18.4.1裁・平22.12.1裁・一部改正)

準特地施設	
施設名	所在地
理学研究科附属地球熱学研究施設 火山研究センター	熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽5280